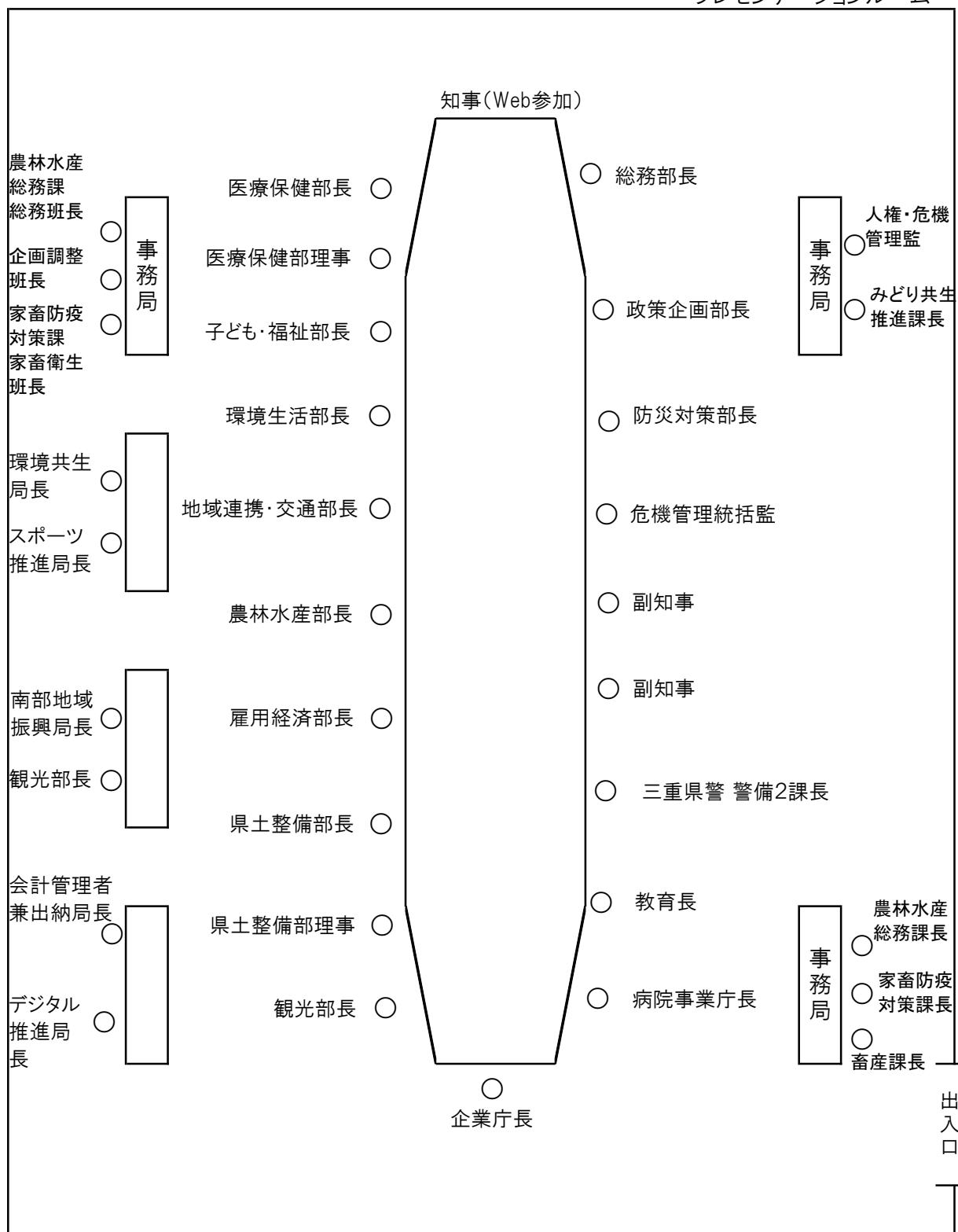


三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部 第1回本庁対策本部員会議事項書
日時：令和8年1月12日20時00分
場所：プレゼンテーションルーム

- 1 津市内農場における高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の発生について
【資料1】
- 2 防疫対応について
【資料2】
- 3 感染拡大防止対策等の強化について
【資料3】
- 4 本部長指示事項

三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部本部員会議 座席表

プレゼンテーションルーム



令和8年1月12日
農林水産部

津市内農場における高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の
発生について

1 患畜発生農場の概要

所在 地：津市

飼養状況：採卵鶏 25,000羽

移動制限区域（発生農場から3km以内）内の農場

：3農場、約598,000羽

搬出制限区域（発生農場から3km～10km圏内）内の農場

：4農場、約18,000羽

2 経緯

日 時	状 況
1月12日（月） 8時30分	当該農場から中央家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）に、家きんに異常がある旨通報 内容：同一鶏舎内で6羽死亡。 前日の当該鶏舎での死亡数は4羽。
1月12日（月） 10時00分頃	農場内の簡易検査の結果、10羽中8羽において陽性を確認。検体を中央家保へ搬送開始
1月12日（月） 17時36分	中央家保における簡易検査の結果、10羽中7羽において陽性を確認。遺伝子検査を開始。

3 今後の予定

日 時	状 況
1月13日（火） 7時00分頃	中央家保での遺伝子検査（10羽）の結果で、H5亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス遺伝子陽性を確認されると、農林水産省動物衛生課と協議し、疑似患畜と判定される。
1月13日（火） 9時00分	殺処分の開始
疑似患畜確定後から24時間以内	発生農場から3km圏内の農場に立ち入り、発生状況確認検査を実施

令和8年1月12日
農林水産部

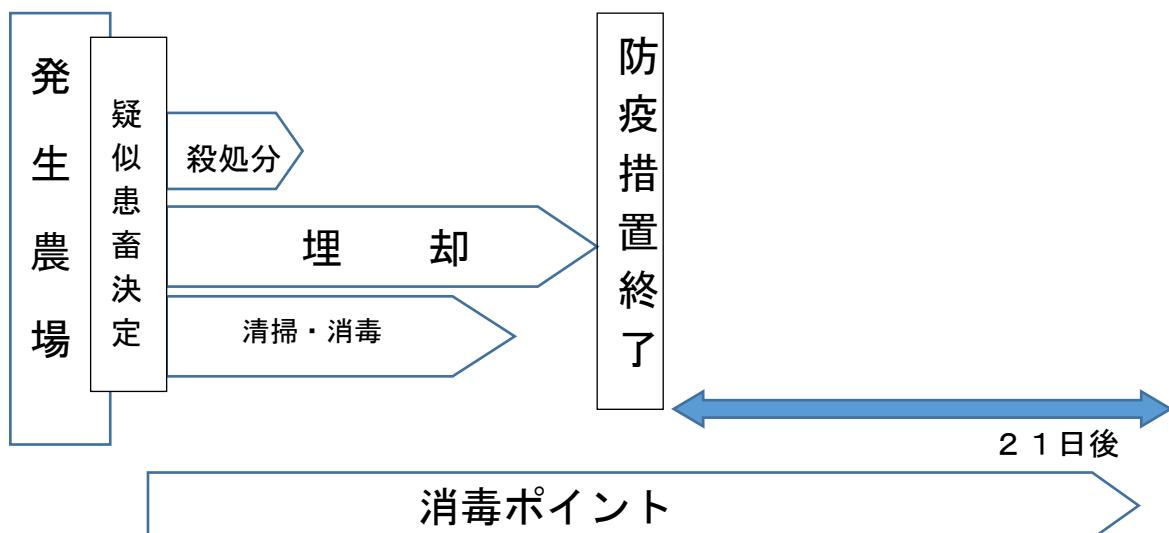
防疫対応について

1 発生農場の防疫措置

同居家きん（約2万5,000羽）の殺処分、汚染物品の焼却及び農場の消毒等

（1）防疫措置のスケジュール

1月 12日	1月 13日	1月 14日	1月 15日	1月 16日	1月 17日	1月 18日	1月 19日	1月 20日		2月 7日
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	--	----------



（2）防疫措置に係わる作業員動員計画

①班体制

昼間 県職員30名×3班(180名)、家畜防疫員 6名

夜間 県職員30名×2班(120名)、家畜防疫員 4名

②作業別内訳

ア 殺処分 : 獣医師：12名、県職員：300名 計：312名

イ 清掃・消毒 : 獣医師： 9名、県職員： 45名 計： 54名

ウ 埋却 : 県職員：45名、民間業者：102名 計：147名

③時期

○殺処分開始予定 1月13日9時から

○殺処分終了予定 1月14日21時

○防疫措置終了予定 1月17日17時

2 消毒ポイントの設置（4カ所） 対象車両：畜産関係車両、防疫関係車両

	消毒ポイント名	場 所	開始時間
①	JAみえなか大井支店東駐車場	津市一志町大井	1月13日 7時～
②	セブンスリーゴルフクラブ G キーパー管理事務所付近	松阪市嬉野島田町	1月13日 7時～
③	久居中央スポーツ公園駐車場	津市戸木町、国道165号線北へ入る	1月13日 7時～
④	三重県農業研究所	松阪市嬉野川北町	1月13日 7時～

消毒ポイント① JAみえなか大井支店東駐車場



消毒ポイント② セブンスリーゴルフクラブ G キーパー管理事務所付近



消毒ポイント③ 久居中央スポーツ公園駐車場



消毒ポイント④ 三重県農業研究所



※p5及びp6の地図の出典はいずれもGoogle Maps

令和 8 年 1 月 12 日
農 林 水 産 部

感染拡大防止対策等の強化について

1 養鶏農場等における感染拡大防止対策

- 飼養衛生管理基準の遵守徹底
 - ・人や車両等の出入り対策
 - ・畜舎における防鳥ネットの設置
 - ・飼養鶏等の観察の強化
- 小動物も含めた野生動物侵入防止対策の強化
 - ・農場における防護柵等の点検及び設置の強化

2 経営支援対策

- 畜産業者向けの経営相談窓口の設置
- 農林漁業セーフティネット資金への利子助成
- 家畜疾病経営維持資金（国制度資金）の無利子化

3 風評被害対策

- 食の相談窓口の設置
- 各市町への「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及・啓発」依頼
- 風評被害発見時の通報依頼、県関係部署への通知
- 風評被害防止のための啓発物品の配布

高病原性鳥インフルエンザ対策に係る本部長指示事項

令和8年1月12日

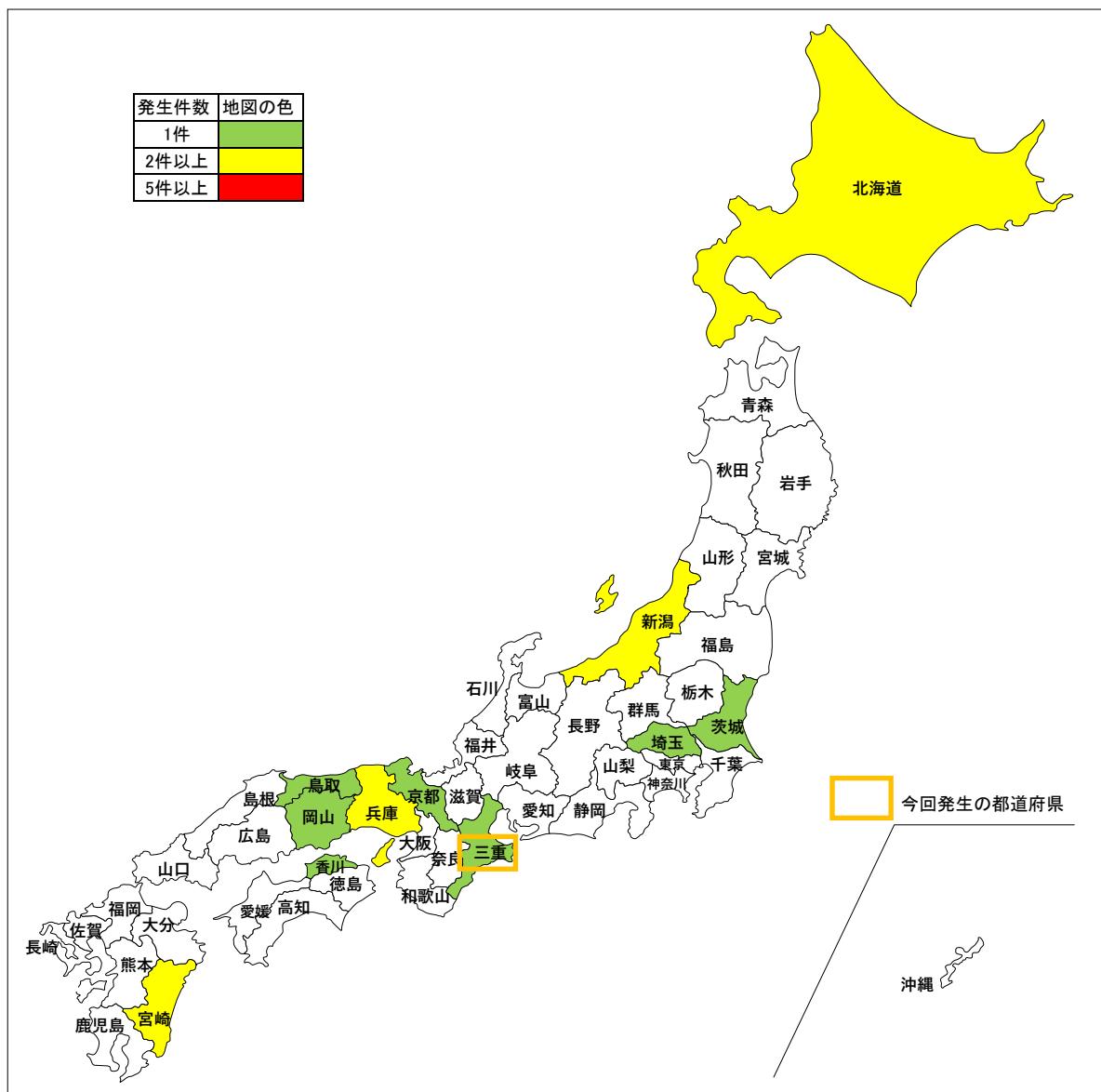
本日、津市の養鶏農場において死亡した鶏について簡易検査を行ったところ、鳥インフルエンザの陽性反応が確認され、ました。今後の遺伝子検査陽性に備えて、全庁を挙げて迅速・確実な高病原性鳥インフルエンザ対策を講じることができるように、私が本部長である「三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、次のとおり指示します。

- 1 発生農場における患畜の殺処分等の防疫措置について、本県における過去の家畜伝染病の発生時の教訓を踏まえつつ、万全の体制を構築し迅速かつ的確に取り組むこと
- 2 県内の他の養鶏農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を含め、防疫対策の再点検・強化と早期通報を徹底すること
- 3 県民や養鶏農家の不安を払拭するため、正確な情報を迅速に提供すること
- 4 風評被害の発生防止に努めること
- 5 これ以上感染を拡大させないよう、あらゆる手段を講じ、市町やＪＡ、建設業協会など関係機関等と連携しながら、全庁をあげて取り組むこと

高病原性鳥インフルエンザ 都道府県発生状況(令和7年度シーズン)

別紙2

都道府県	発生件数
北海道	3
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	
茨城県	1
栃木県	
群馬県	
埼玉県	1
千葉県	
東京都	
神奈川県	
新潟県	2
富山県	
石川県	
福井県	
山梨県	
長野県	
岐阜県	
静岡県	
愛知県	
三重県	1
滋賀県	
京都府	1
大阪府	
兵庫県	2
奈良県	
和歌山県	
鳥取県	1
島根県	
岡山県	1
広島県	
山口県	
徳島県	
香川県	1
愛媛県	
高知県	
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	2
鹿児島県	
沖縄県	



発生 都道府県	11
発生件数	16

家畜伝染病予防法（抄）

（昭和二十六年法律第百六十六号）

（国及び地方公共団体の責務）

第二条の三

2 都道府県は、その区域内における家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病的発生の状況及び動向その他の地域の実情に応じ、国及び市町村と連携を図りながら、家畜の伝染性疾病的発生の予防及びまん延の防止のための措置を適切に講ずるために必要な体制の整備を図りつつ、これらの措置を一体的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。

（と殺の義務）

第十六条 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄てい疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜
- 二 牛疫、口蹄てい疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜
- 2 前項の家畜の所有者は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該家畜を殺してはならない。
- 3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。

【参考】

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する
定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日 農林水産大臣公表）

第5 病性等の判定

- 1 病性の判定方法 農林水産省は、次により病性を判定する。
 - (1) 異常家きんの届出があった場合
 - ① 死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又

は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等)で飼養されている場合には、遺伝子検出検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。

② ①により病性が判定されなかった場合には、都道府県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究部門が行うウイルス亜型特定検査の結果に基づき判定する。

③ ②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究部門が行う病原性判定試験の結果に基づき判定する。